

令和4年9月2日

ご契約者各位

あんしん少額短期保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する給付金のご請求書類について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症に罹患されたときは、実際に医療機関等に入院された場合に加え、医療機関の事情などにより自宅での療養、またはその他の病院等と同等とみなされる施設で治療を受けられた場合（以下、「みなし入院」という。）も特例措置として、入院給付金等の御支払いの対象にしています。

これまでは、「みなし入院」の入院給付金等のご請求にあたり、「新型コロナウイルス感染症に罹患したこと」がわかる証明書として、「保健所・自治体が発行する証明書」（以下、療養証明書という。）の提出をいただいておりますが、医療機関や保健所における更なる負担軽減を進める観点から、原則として「療養証明書」の発行を求めない事務体制といたしました。

「療養証明書」の代替となる書類については、以下の通りです。

原則として My HER-SYS で取得した療養証明書での提出をお願いします。

尚、どうしても My HER-SYS の提出が困難な場合は、以下の代替書類の提出を可といたしますが、被保険者名・検査日または検査結果判定日・療養期間や医療機関名等があるものでお願いいたします。

※代替書類（例）

- ・医療機関等で実施された PCR 検査や高原検査の結果がわかるもの
- ・診療証明書（医学管理料に「二次感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）が記載されたもの
- ・コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書
- ・自治体が設置している健康フォローアップセンター^{注1}の受付結果（SMS・Line 等）（注1）自治体ごとに名称が異なるため、お住まいの自治体の名称をご確認ください。
- ・保健所から陽性者に出された案内文（健康観察や生活支援の留意点等記載）
- ・PCR 検査や抗原検査を実施する検査センターの検査キット（市販の検査キットは除く）

尚、入院給付金を請求いただく際は、手続き方法に準じて、別途、入院給付金請求書・被保険者の住民票または戸籍抄本・保険証券などが必要になります。また、給付金のご請求は

療養解除後をお願いします。(解除日以前のご請求ではお支払事由に該当するかどうかの確認ができません。)

以上

お問い合わせ先：

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)